

新潟市教育委員会一者随意契約審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 新潟市教育委員会の所管に属する物品購入，業務委託及び賃貸借（不動産に係るものを除く。以下第2条において同じ。）の一者随意契約の適正運用を確保するため，教育委員会一者随意契約審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員会は，1件500万円以上の物品購入，業務委託又は賃貸借について一者随意契約を行おうとするときは，その随意契約が適当であるかを審査する。

(組織)

第3条 委員会の委員は，別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人，副委員長1人を置く。委員長には新潟市教育委員会組織規則（平成19年新潟市教育委員会規則第6号）第20条第3項の規定により教育総務課を担当する教育次長を充て，副委員長には別の教育次長を充てる。

2 委員長は，会務を総理する。

3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長共に事故があるときは，あらかじめ委員長が指名する委員が，その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は，委員長が招集する。

2 委員会の会議は，委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。ただし，付議案件を所管する委員は，議決に加わることができない。

4 委員長は，緊急を要し，委員会の会議を開く時間のないときは，関係委員に回議して，これに代えることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育次長，教育総務課長，学務課長，施設課長，保健給食課長，地域教育推進課長，学校人事課長，教育職員課長，学校支援課長，特別支援教育課長，生涯学習センター所長，中央公民館長，中央図書館長，総合教育センター所長